

[事案 15-12] がん給付金請求

- ・平成 16 年 1 月 27 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 3 月 29 日 裁定不開始（提訴）

< 申立人の主張 >

病気と認識する状況にない中で告知をしたものであり、告知義務違反の撤回を求める。

< 保険会社側の主張 >

告知義務違反による解除に関する結論に変更の余地はなく、裁定不承認届を提出するとともに提訴する。

< 裁定の概要 >

保険会社より、上記内容の裁定不承認届が裁定審査会あてに提出された。

裁定審査会は、保険会社が裁判により解決を図ることについて相当の理由があると認め、申立人あてに「保険会社は、裁判により解決を図ることを明確にしていることから、裁定審査会は裁定を開始しない」旨の通知を行った。

なお、平成 16 年 6 月 18 日保険会社より裁判所に提訴が行われた。